

【表－1】出場資格（条件として示す年齢は2023年度末時点での年齢とする）

No.	種目	全国大会 種目※	演武内容	出場資格
1	一般男子マスターズAの部	○	自由	・2023年度内で45才以上の男性。両者の年齢合計が109才以下。 ・武階不問。男女の場合は男子の部。(女子は35才以上)
2	一般男子マスターズBの部	○	自由	・2023年度内で45才以上の男性。両者の年齢合計が110才以上。 ・武階不問。男女の場合は男子の部。(女子は35才以上)
3	一般女子マスターズの部	○	自由	・2023年度内に両者ともに35才以上の女性。武階不問。
4	一般男子五段以上の部	○	自由	・2023年度内に両名とも16才以上となり、各種目の資格、性別条件を満たす者。 ・男女混成は不可。・中学生以下は、出場できない。
5	一般男子三段、四段の部	○	自由	
6	一般男子初段、二段の部	○	自由	
7	一般男子級拳士の部	○	自由	
8	一般女子三段以上の部	○	自由	
9	一般女子初段、二段の部	○	自由	
10	一般女子級拳士の部	○	自由	
11	女子護身技法有段の部	○	規定あり	・2023年度内に両名とも16才以上となり、各種目の資格、性別条件を満たす者。
12	女子護身技法級拳士の部	○	規定あり	・中学生以下は、出場できない
13	中学生男子の部	○	自由	・義務教育としての中学校に在籍し、2023年度内に両名とも13才～15才になる者。
14	中学生女子の部	○	自由	・武階、学年は不問。男女の場合は男子の部。
15	小学生Aの部	○	自由	・4年生以上同士の小学生かつ、2023年度内に 両名とも 10才～12才になる者。 ・武階、性別不問。
16	アンダー8の部	●	自由	・3年生以下同士の小学生かつ、2023年度内に 両名とも 7才～9才になる者。 ・武階、性別不問。
17	ファミリー（親子）の部	●	自由	・子どもは中学生以下に限る。両者とも武階、性別は不問。 ・祖父母と孫の組み合わせも認める。三人掛不可。
18	ファミリー（夫婦）の部	●	自由	・武階、年齢は不問。
19	マイシードの部	●	自由	※別に定める。
20	一般団体の部	○	自由	・2023年度内に全員が16才以上となる者。(6名～8名)・武階、性別不問。
21	中学生団体の部	○	自由	・義務教育としての中学校に在籍し、2023年度内に全員が13才～15才になる者。 ・武階、性別不問。
22	小学生団体の部	○	自由	・小学生かつ、2023年度内に全員が7才～12才になる者。(6名～8名) ・武階、性別不問。
23	ファミリー団体の部	●	自由	家族(2家族合同も可)、または同じ都道府県所属の高齢者(65歳以上)同士の4～8名。規定にとられない団体演武。
24	男子・女子運用法の部	●	---	※別に定める
25	男子単演有段の部	○	自由	・2023年度内に16才以上となり、各種目の資格、性別条件を満たす者。 ・中学生以下は、出場できない。
26	男子単演級拳士の部	○	自由	
27	女子単演有段の部	○	自由	
28	女子単演級拳士の部	○	自由	
29	中学生単演の部		自由	・義務教育としての中学校に在籍し、2023年度内に13才～15才になる者。 ・武階、性別不問。
30	小学生単演Aの部		規定 ※初段は自由	・4年生以上の小学生かつ、2023年度内に9才～12才になる者。 ・武階、性別不問。
31	小学生単演Bの部		規定	・小学3年生以下、2023年度内に8才以下の者。(下限年齢制限なし) ・幼児の出場を可とする。 ・武階、性別不問。
32	インターナショナルの部	●	自由	・所属国を超えた拳士による演武 ・組演武、三人掛、団体
33	修練発表の部		自由	・武階、年齢、性別、10名以下であれば人数不問。 ・他の種目に該当する場合の参加は認めない。
34	論文の部	●	---	※別に定める。

※全国大会種目 ○：競技の部 ●：発表の部

細則

1. 全種目に適用する事項

- (1) 出場資格は、【表－1】に定める通りとする。
- (2) 出場者は、一般財団法人少林寺拳法連盟会員規程に基づく義務を果たしていること。
 - ・2023年度現役会員であること。(参加申し込み時点で登録が完了していること。)
- (3) 少林寺拳法競技規則、少林寺拳法審判規則に基づき実施する。
 - ・2022～2025年度考試員審判員講習会資料を十分に確認すること。
 - ・少年部・中学生で禁止されている受身、武階相当技、禁止技、攻撃技等。
- (4) 出場種目は、組演武種目、単独演武種目を複数兼ねての出場は認めない。
出場種目は、運用法種目を除き原則として1人1種目とするが、複数兼ねて出場する場合は以下の通りとする。
 - ①組演武・単独演武種目から1種目
 - ②団体演武種目から1種目
 - ③論文の部
 - ④マイシードの部(介助者としての出場)例)・男子五段以上と男子有段単独演武の重複出場は不可
 - ・小学生団体とファミリー団体の重複出場は不可
 - ・小学生団体と親子の部の重複出場は可
 - ・女子護身技法の部と夫婦の部の重複出場は不可
 - ・一般女子三段以上の部と一般団体演武の部、運用法の部、論文の部の重複出場は可
- (5) 演武者・運用法実施者の組合せは、県内であれば所属(支部、少林寺拳法部、拳友会)は不問とする。
- (6) 修練発表の部・マイシードの部を除き、三人掛けは不可。(団体演武構成においても三人掛は不可)
- (7) 武階が指定されている種目については、指定の武階の拳士と組み、該当する種目に出場することを原則とするが、以下に限り、異なる武階の組み合わせを認める。
 - 一般男子五段以上
 - ・両者五段以上であれば武階の差は不問。
 - ・五段と四段の組み合わせのみ認める。(下位は四段まで)
 - ・四段と組む場合の武階差は1階級まで。(例：六段・四段は不可)
 - 一般男子三段、四段
 - ・両者同じ武階、または三段と四段の組み合わせとする。
 - ・三段と二段の組み合わせのみ認める。(下位は二段まで)
 - ・武階差は1階級まで。(例：四段・二段は不可)
 - 一般男子初段、二段、一般女子初段、二段
 - ・両者同じ武階、または初段と二段の組み合わせとする。
 - ・初段と1級の組み合わせのみ認める。(下位は1級まで)
 - ・武階差は1階級まで。(例：二段・1級は不可)
 - 一般女子三段以上
 - ・両者三段以上であれば武階の差は不問。
 - ・三段と二段の組み合わせのみ認める。(下位は二段まで)
 - ・武階差は1階級まで。(例：四段・二段は不可)
 - 女子護身技法有段
 - ・両者有段者であれば武階の差は不問。
 - ・初段と1級の組み合わせのみ認める。(下位は1級まで)
 - 女子護身技法級拳士
 - ・両者級拳士であれば武階の差は不問。

(8) 有段者の種目の使用技は、次の通りとする。

- ・武階の異なる拳士と組む場合を含めて、各々の武階に応じた範囲までとする。

例) 三段の拳士が二段の拳士と組む場合 (三・四段の部出場)

三段の拳士が守者の際は、三段で習得する科目 (四段科目) まで。

二段の拳士が守者の際は、二段で習得する科目 (三段科目) まで。

※ 攻撃については、守者の使用する科目に合わせ、武階に関する制限はない。

※ 六段科目「羅漢圧法」の単独技としての使用は不可。

(9) 級拳士の使用科目は、次記の通りとする。

- ・少年部見習、8級、7級の拳士は、6級までの科目を使用できる。

※少年部6級～初段については、例外事項は認めない。

- ・一般拳士6級～4級は、3級科目まで使用できる。

- ・一般拳士3級～1級は、初段科目まで使用できる。

(10) 服装、防具、武器等について

- ・服装は「服装規定」に準じる。なお規定に違反した場合は失格とする。

- ・相手または自身に危険を及ぼすようなものは、一切身に付けてはならない。

※ メガネ、ハードコンタクト、金属・プラ製の髪留め、装飾品 (ネックレス、指輪、イヤリング等)

※ 髪留めはゴム製のみ。

※ やむを得ずメガネ等の着用が必要がある場合は、別途上申書を大会一週間前までに大会事務局に提出する。

- ・負傷箇所の保護目的以外のサポーター、テーピングは使用禁止。(出場時コートで主審に申し出る。)

- ・胴の使用は認める。(少林寺拳法連盟公認防具のみ)

- ・法器、武器は使用禁止。

- ・掛け声的な不用意な奇声や気合は減点対象とする。

(11) 県大会までに昇格・昇級した場合も、申込通りの種目・武階・帯で出場すること。

2. 「女子護身技法有段・級拳士の部」「男子マスターズの部 (男女ペア)」「中学生男子の部 (男女ペア)」に適用する事項

[重要] 男性による、女性への技の極め (突き、蹴り、倒し、投げ)、固めを禁止する。

(1) 女性は守者のみ、その後続く連反攻でも女性が柔法、剛法のいずれも技の極め (突き、蹴り、倒し、投げ、固め) を行う。

(2) 違反した場合は、総合点より 15 点減点とする。

- ・男女の体力差を踏まえた安全管理と護身の技法としての観点に基づく護身の技法、体力・体格差を補う技術の修得を目的とする。

- ・拳系指定組演武では無いが、種目としての在り方を踏まえた取り組みの継続として、守者、攻者の限定を行う。

※出場者は規定内容チェックシートを確認し、競技の点呼の際に提出する。

3. 「一般団体の部」「中学生団体の部」「小学生団体の部」に適用する事項

[重要] 実際に、コートで演武する拳士の資格に応じた科目を使用する。

※違反は、資格外科目の使用として総合点より 10 点減点とする。

※補欠拳士の資格は、考慮されない。

(1) 団体 1 組につき、1 名か 2 名の補欠申し込みをすることを推奨する。

大会当日までに正規出場者が何らかの理由 (傷病等) により出場できなくなった場合のみ、補欠への交代を認める。補欠が出場する場合は、出場組の所属長より、速やかに大会事務局へ E-Mail で連絡する。口頭連絡は受け付けない。

8名でエントリーしている団体が、大会当日までに2名を取消し、6名で演武することは認める。7名で演武することは認めない。6名でエントリーしている団体が5名で演武することは認めない。

(2) 演武構成

- ・ 1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は二人一組での組演武を以て編成する。

この条件に合わないときみなされた場合は総合点から10点減点される。

- ・ 団体演武で用いる単独演武は、以下の単演基本法形より選択し、一方向のみ行う。

天地拳第一～六系、義和拳第一、二系、龍王拳第一、三系、龍の形（逆小手単演）、紅卍拳、白蓮拳第一系

- ・ 各構成の動きは各組が同一の動きを行う。各組が違う動きをしているときみなされた場合は総合点から10点減点される。
- ・ 小学生団体は、演武者が号令・気合を合図として用いることを認める。
- ・ 小学生団体に少年初段の拳士がいる場合、使用できる技は、少年部禁止技を除く一般二段科目までとする。

4. 単独演武に適用する事項

(1) 「男子単演有段の部」「女子単演有段の部」「男子単演級拳士の部」「女子単演級拳士の部」「中学生単独演武の部」使用科目について

[重要] 使用科目については単演基本法形から選択する。

資格別に指定された（資格に応じた）以下の単演基本法形、科目から六つ（重複不可）を選択して構成する。

指定された科目以外を使用した場合は総合点より15点減点とする。

【有段の部】

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、白蓮拳第一系、紅卍拳、逆小手単演

【級拳士の部】

- ・ 1級～3級

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、白蓮拳第一系、逆小手単演

- ・ 4級～6級、見習

天地拳第一系～第四系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、逆小手単演

※龍の形（逆小手単演）は三段科目とされているが、「逆小手裏返投裏固」が3級科目であるため、4級～6級、見習も含めて使用可とする。

また、逆小手前指固と逆小手裏返投裏固のいずれでも可とする。

【確認】 義和拳第一系～第二系、白蓮拳第一系、紅卍拳は一方向で1構成とする。

(2) 「小学生単演の部A」、「小学生単演の部B」について

- ・ 演武内容は、全日本少年少女武道（少林寺拳法）練成大会の規定演武とし、演武時間の計測は行わない。ただし、少年部初段の拳士は以下の単演基本法形または、習得科目から六つ（重複不可）を選択して構成する。

※天地拳第一～六系、義和拳第一、二系、龍王拳第一系、逆小手単演、紅卍拳、白蓮拳第一系

【確認】 義和拳第一系～第二系、白蓮拳第一系、紅卍拳は一方向で1構成とする。

5. 「ファミリー（親子）の部」に適用する事項

[重要] ・ 演武時間は、1分～1分30秒以内とする。

- ・ 子供が技の極め、固めを行う。子供に対する逆技（極め、固め、投げ）は禁止する。

① 出場条件について

- ・子どもが中学生以下である親子（祖父母と孫も含める）。

②演武構成について

- ・全ての構成において剛法、柔法問わず、子供が各構成最後の技の極め、固めを行う。
子供に対する逆技、投げ技、固め技は、構成全体で禁止する。
- ・違反した場合は少年部禁止技と同様に総合点から15点減点とする。
→親子の体格差、体力差を踏まえた安全管理を目的とする。

③演武時間について

- ・演武時間は少年部と同じく1分～1分30秒とする。（少年部の演武時間を適用する。）

6. 「マイシードの部」に適用する事項

(1) 参加資格

- ①障がい者であることを示す各種の交付、または医師より障がいの診断を受けている者
※障がい及び度合は不問。
※年齢、性別は不問。
- ②引率責任者が終始同伴できること。（開会式等の整列時や演武実施時のコート待機も含む）

(2) 演武内容

- ・単独演武、組演武、団体演武のいずれも認める。
※組演武においては、健常者との組み合わせを認める。
※介護者同伴の演武を認める。
※三人掛も認める。
※演武に際し、車いす・杖等の補助器具の使用を認める。
※武器・法器の使用は認めない。
- ・演武は発表のみとし、採点・点数表示は行わない。

7. 「ファミリー団体演武の部」に適用する事項

(1) 参加資格

家族（2家族以上の合同は可）、65歳以上、の拳士同士など、大会に参加することを目標とする4、6、8名の団体であること。

この種目の趣旨は、家族の繋がり、年齢を感じさせない元気さ、世代を越えて永く続く友情、時間を経て再開する仲間との絆などを発表すること。

(2) 演武内容

- ・1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は二人一組での組演武を以て編成する。
この条件に合わないときみなされた場合は総合点から10点減点される。
- ・団体演武で用いる単独演武は、以下の単演基本法形より選択し、一方向のみ行う。

天地拳第一～六系、義和拳第一、二系、龍王拳第一、三系、龍の形（逆小手単演）、紅卍拳、

白蓮拳第一系

- ・各構成の動きは各組が同一の動きを行う。各組が違う動きをしているときみなされた場合は総合点から10点減点される。
- ・小学生が含まれる場合、演武者が号令・気合を合図として用いることを認める。
- ・時間は2分以内とする。（2分以内であれば減点はされない）

8. 「インターナショナルの部」に適用する事項

(1) 参加資格

- ①異なる国の支部に在籍する拳士による組み合わせであること。ひとつの国に在住する複数国の拳士による組み合わせは認めません。

(2) 演武内容

- ・自由組演武（三人掛も含む）とする。
 ※三人掛も認める。武器・法器の使用は認めない。
- ・演武は発表のみとし、採点・点数表示は行わない。

(3) 注意

- ・演武は、競技規則に準じた構成としてください。

9. 「論文の部」について

(1) 参加資格

- ①年齢区分は12才～18才、19才以上の2つとする。

※年齢区分ごとに審査を行う。

(2) テーマ 「私にとっての理想境」

下記要領に沿って、作文を提出する。

提出された作文を事前審査し、大会当日は優秀発表者の弁論発表を行う。

(3) 申込要領

- ・執筆内容（文言）と弁論発表が異なることは認めない。
- ・テーマに基づいて作文（弁論発表できる文言で執筆）し
 5月20日（必着）までに大会事務局に郵送またはE-Mailにて原稿を送付する。
- ・提出された作文は返却しないので必要に応じて各自で複写物を保管すること。

(4) 選考方法

- ・1次選考 提出された作文を事前審査し、上位3名を選考する。（**5月末**に所属長へ連絡）
- ・2次選考 **6月4日**に選考された3名で弁論発表を行い、1名を最終選考する。
- ・大会当日は最終選考者1名の弁論発表を行う。
- ・執筆内容（文言）と弁論発表が異なることは認めない。

(5) 作文の仕様

①言語と字数

- ・日本語 1,600字以内（400字詰め原稿用紙4枚以内）

(5) 注意

- ・論文内容は、日々の修練に基づいた評価、研究または考察であること。仮説だけで終始することは認めません。

10. 「宙で回転する受身」に適用する事項

- (1) 「一般男子マスターズの部A」、「一般男子マスターズの部B」、「一般女子マスターズの部」「中学生男子の部」「中学生女子の部」「小学生の部A」について

2019年度からの継続内容

- ・「宙で回転する受身」を禁止とする。
- ・「宙で回転する受身」を使用した場合は15点減点。
- ・「一本背投」「肩車」に対して大車輪を用いて両足で着地する受身は使用可。

- (2) 上記（1）以外の各種目について

2019年度からの継続内容

- ・「宙で回転する受身」について、減点対象となる事項を設ける。
 受身が不十分で危険を伴う内容とみなされた場合は総合点より5点減点とする。
 また、攻防に適合していない(守者の体捌き、並びに技の成立条件が不十分な状態で自ら無理に飛ぶ)「宙で回転する受身」は該当する構成の技術度の採点より、各審判員が1点減点とする。
- ・体の側面から落下している、背中、臀部から落下しているものなどは受身が不十分とみなす。
- ・受身が不十分であると疑義が生じた場合は、該当コートの審判員の協議を行う。

- ・攻防に適合していない（自ら無理に飛ぶ）「宙で回転する受身」は各審判員の判断による。

11. 「男子運用法の部」「女子運用法の部」に適用する事項

(1) 組み合わせと出場人数、武階について

- ・組み合わせは、2名1組（共に初段以上）とする。

※レフリーの出場はありません。大会審判員にて審査を行います。

(2) 防具について

上段：少林寺拳法連盟公認ヘッドガード（黒または赤）

中段：少林寺拳法連盟公認ボディプロテクター

下段：ファールカップまたは金的カップ（メーカー、仕様不問）

※道衣（下）の内側に着用する。

※男子のみ着用

手：少林寺拳法連盟公認拳サポーター

- ・男女とも歯、口腔内外傷予防、あご骨折予防のため、マウスガード（市販のもので可）を着用してください。

(3) 実施方法について

- ・全国大会運用法実施要領に準じて行う。

今年度より発表内容の向上を目的として、**双方攻守**による発表とする。

- ・時間は、1分（実働タイム）とする。

(4) 評価方法について

拳（技術）と禅（心）の両面で審査する。

攻撃や反撃をとにかく極めるといったポイントをみるのではなく、双方の攻防の動き、技の習得度、防御から反撃への足捌き、体捌きや技を体系的に練り上げているか（戦術の修得度）など、また特に礼儀作法（相手、審判員・レフリーに対するマナー）を重視する。

(5) 出場資格（条件）について

- ・当該神奈川県大会において、論文の部を除く他の全国大会種目に出場していること。

（修練発表の部の出場では、運用法の部の出場は認めない）

12. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

本大会は、新型コロナウイルス感染症予防対策を厳重に実施して行います。大会参加者・関係者に対するガイドラインは、社会動向と行政の注意喚起などを見極めながら、段階的に通知いたします。今後の発信に十分ご留意ください。

また、上記の関連から、本大会の運営について各種の変動・変更がある場合も想定されます。

参加にあたっては、予めご了承のうえ、柔軟にご対応くださるようお願い申し上げます。

(2) 大会中止の可能性について

新型コロナウイルス感染症拡大による政府、行政、その他関係機関からの要請等、また天災の発生またその予測により大会運営に影響を生じると判断した場合は、急遽大会が中止になることもあります。

その場合、大会に掛かる全ての諸費用については、自己負担となります。

(3) 傷害保険について

出場者は、傷害保険等に必ず加入してください。また引率者においても傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入してください。

なお、新型コロナウイルス感染症は、スポーツ安全保険の適用対象外であり、本大会主催者は本大会に関わる全ての人の新型コロナウイルス感染症の感染に対する、いかなる責任も負いません。

2023 年度少林寺拳法神奈川県大会 出場に関する上申書

年 月 日

神奈川県少林寺拳法連盟

理事長 小磯 信一 様

所属名 _____

所属長名 _____

出場種目
出場者名
内容
理由

本大会開催中に上記の内容をもとにした事故や負傷をした場合において、
自己の責任であることを承諾し、大会主催者を含む関係者に異議を申し
立てず、責任も問わないことを誓約します。

署名 (出場者もしくは保護者※)

※出場者が未成年である場合は、保護者が署名すること。

**2023 年度少林寺拳法神奈川県大会
「女子護身技法有段・級拳士の部」「男子マスターズの部(男女ペア)」「中
学生男子の部 (男女ペア)」 規定内容チェックシート**

※参加所属にて、太枠内の必要事項を記入してください。

種目		所属	
	氏名【武階】		氏名【武階】
	【 】		【 】

実行委員会記入欄

No.		コート		審査順	
-----	--	-----	--	-----	--

・規程確認欄

指定科目一覧、【確認事項】記載内容を確認したうえで、確認済みである確認項目の「確認欄」に○印を記入してください。

	確認項目	確認欄
1	すべての構成において、男性が攻撃を仕掛けていく。 ※構成の攻防の開始は男性が攻者、女性が守者となる。	
2	すべての構成において、構成の途中で男性の極めはない。 ※構成の途中において、女性の反撃から男女の攻守が入れ替わりながらの攻防は可とする。	
3	すべての構成において、最後の極めは女性が行っている。 ※男性の攻撃に対する女性の受けで、構成が終わることは可。	

【確認事項】

すべての構成において、男性が攻撃を仕掛けていくのに対して、女性が守者となり、最後の極めを行う。女性の反撃から男女の攻守が入れ替わりながらの攻防は可とするが、男性の極めが生じた場合は15点減点とする。

- ・技術度については「男性の攻撃内容に見合った女性の防御、反撃」や「当身の五要素を踏まえて、女性が男性を制している」という視点により審査する。
- ・表現度「構成、リズム、節度」については、男性の攻撃に対して女性が守り、男性を制している過程を表現していることを視点とする。

※演武の形式ではあるが、その中で「護身の技法」を女性が表現することを趣旨とする。